

令和7年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 議事録

開催日時：令和8年3月26日13時30分から14時30分

開催場所：福祉センター4階第3・4会議室

出席委員：佐久間委員・高橋委員・市川委員・岩下委員・水野委員・小竹委員・内田委員・
山田委員・藤平委員・河島委員

オブザーバー：千葉家庭裁判所 山崎主任書記官

(斉藤課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催いたします。本日の進行を務めます福祉総合相談課長の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本協議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定に基づき、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめ、ご了承ください。なお、傍聴希望の方はいらしゃいませんでした。続きまして、欠席委員についてご報告いたします。本日、白濱委員より、欠席の連絡をいただいております。

続きまして、オブザーバーとしまして、千葉家庭裁判所より山崎豊（やまざきゆたか）様に御出席いただいております。ひと言ご挨拶をいただければと思います。

(千葉家庭裁判所 山崎主任書記官)

千葉家庭裁判所より参りました山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(斉藤課長)

ありがとうございました。次に配付資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、資料1 八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）の取組状況について、資料2 地域包括支援センターでの相談状況等について、資料3 基幹相談支援センターでの権利擁護に関する相談件数等について、資料4 千葉県後見支援センター関係機関連絡会資料（抜粋）、資料5 権利擁護サポーター養成講座実施案です。皆様、資料のほうは大丈夫でしょうか。不足がございましたら、お申し出ください。

次に、お手元のマイク的使用方法について説明いたします。発言する際は、お手元のボタンを押して、赤いランプが光りましたら発言をお願いします。別の方がボタンを押すと自動で消えます。会長席のマイクのみ常時点灯している形になります。

それでは、議事に入らせていただきます。ここからの進行は佐久間会長お願いいたします。

(佐久間会長)

それでは議題に入ります。議題1「中核機関の取組状況の報告について」権利擁護支援セ

ンターと事務局から報告をお願いします。

(山口副センター長)

八千代市権利擁護連携支援センター山口です。よろしくお願いします。センターの取組状況について、資料「1」に沿って、ご報告させていただきます。

まず、「1」の新規の相談受付状況についてですが、前回の第1回協議会では、令和6年度と令和7年7月までを報告させていただきましたが、今回は今年1月までの状況についてご報告させていただきます。令和6年度実績表については、合計数のみとさせていただいております。令和6年度については、一番右の「申立てに至った案件」の中の作成支援の数が前回の1件から3件に変更となっていて、これは、令和6年度中に受けた相談の方が7年度中に申立てに至ったためです。

次に、令和7年度実績ですが、相談件数は、1月末時点で117件、そのうち、関係機関からの相談は67件です。割合としては全体の57%で、前回は7月末時点で58%でしたので、変化はない状況です。関係機関の内訳については、資料の通りです。相談内容につきましては、後見制度に関するものが多く、任意後見よりも法定後見に関する相談が多いです。また、法定後見の場合、概要だけ知りたいというよりも、制度を利用したほうが良いのか迷っている、内容について知りたいという相談が多いようです。このような相談を受けた場合は、制度概要から申立て手続の進め方、書類の書き方までを説明しております。また、括弧書きになっている「申立支援」の数ですが、こちらは、相談受付時をカウントしたものです。相談を継続していく中で、申立書類の作成支援に至ることもありますので、資料には記載しておりませんが、実人数としては、86件中17件の方に支援を実施しております。6年度は、90件中12件の作成支援の実施でしたので、その割合はやや増えているというところですが、表の右端にある「申立てに至った案件」については、前回の協議会でもご報告しましたとおり、申立て数は増える傾向にあるようですが、センターとしましては、申立て件数を増やすということではなく、本人の意向と制度利用の必要性という点に留意し対応を行っていきたいと思っております。また、今後、制度改正がありますので、そのことに関する相談が増える予想されますので、対応できるよう情報収集に努めたいと思っております。

次に、「2」の権利擁護支援ケース検討会についてですが、こちらは令和6年7月から開始し、二月に一回、奇数月に実施しております。開催が中止となることはありませんでしたが、案件数として、市長申立案件が半減しており、減少しております。7年度の実績表には、新たに「社協申立」という項目を設定させていただいております。こちらは、社協が受任しているケースを市民後見人へ後見リレーすることを指しておりまして、社協の後見辞任と監督人としての選任、新たに市民後見人を後見人として選任する申立てについて、諮っております。昨年度は、実績はありませんでしたが、今年度は、2件の上程がありました。また、市長申立て案件の中で社協を候補とした案件は1件あり、こちらは日自事業から後見制度への移行ケースでした。すでに社協が選任され支援を開始しております。市長申立て案件の数は、12件あり、そのうち社会福祉士を候補としたのは6件でした。困難事案については、

前回の協議会で、その一例をご紹介させていただきましたが、その後も、制度利用の検討や支援方針に関する相談、また、同じ方向性を向いていない支援者との連携の図り方などに関するご相談があり、委員の皆様からは、その専門性や経験によるご助言をいただきました。この検討会は、相談者の悩みに対して、課題を整理し、支援の方向性を探ることができる場でもありますので、権利擁護支援に関わる機関の皆様にご利用いただけるよう、広報していきたいと思っております。

次に「3」の研修会・講演会等についてですが、本年度の実績は、資料の通りとなります。表の下から2番目の、3月に実施した「権利擁護サポーター養成講座」については、「次第の議題2」にて、ご報告させていただきますので、割愛させていただきます。

次に「4」の市民後見人養成研修ですが、3期生の募集、育成は実施しておりません。7年度は、すでに修了されている方に対する「フォローアップ研修」を実施しました。このフォローアップ研修は市民後見人だけではなく、後見支援員として登録されている方についても参加を呼びかけ受講していただいております。また、法人後見や市民後見では、精神疾患のある方も支援しておりますので、今回は、岩下委員に講演のご協力をいただきました。受講生からは、被後見人等の抱える疾病や実際に支援されている方の関わり方、考え方を学ぶことができた、大変参考になった等の感想をいただきました。この場をお借りし、お礼申し上げます。

次に「5」の法人後見の受任状況です。当会は平成27年から法人後見を開始し、前回の7月末時点では受任総数が33件でしたが、その後2件を受任しましたので35件となります。そのほか、変更はございませんが、2月に、市民後見人が受任されている方が逝去されて、すでに市民後見人において火葬等の申立て、納骨までを終えております。また、新たに後見リレーの申立てを1件行っているところです。

次に「6」のネットワークの構築ですが、資料に誤りがありましたので修正をお願いします。黒丸(・)の6番目、チーム会議へ参加は、合計は27回、開始後は6回でした、修正をお願いします。

では、実施状況についてですが、取組内容については大きな変更はございませんが、この協議会後に実施される、権利擁護ネットワーク推進に係る交流会については、昨年度は行政において運営されましたが、今年度からは、連携支援センターにおいて実施していきます。今後も、支援機関のつなぎ役となり、また、日頃の業務の中で連携が図れるよう努めていきたいと思っております。権利擁護業務会議については、包括の皆様の取組や悩みなどの共有だけではなく、権利擁護センターの役割や取り組みを知っていただく機会でもありますので、今後も参加させていただく予定です。支援者の権利擁護弁護士相談は、本年度からの取組で、全6回開催し、相談枠18枠の内、14件の相談をお受けしました。前回の協議会では、相談例として、負債を抱えた方の支援と成年後見制度の利用の判断や、本人は後見制度の利用を希望しているが、支援者間で意見が一致しないといった例をご紹介させていただきました。その後も、負債を抱えた方に対する支援の在り方や、身寄りがなく、疾病により記憶も曖昧で、情報が少ない方をどのように支援していったらよいかといったご相談があ

りました。最後の方は、法的な課題がはっきりしているという相談ではありませんでしたが、このような相談も弁護士相談にお繋ぎさせていただいております。法的な課題があるか否かは、法律を専門とする方でないとわからないということもありますし、相談していく中で、もしかしたら法的な課題が見えてくることもあるかもしれないからです。この弁護士相談は法的な課題を含む相談のみを対象としているのではなく、権利擁護支援に関わる支援者の悩みについても対応をしていただいております。しかし、なかなか、その意図が周知できていないと感じておりますので、次年度は、相談機関の皆様に積極的に周知していく予定です。

次に「7」の日常生活自立支援事業についてですが、前回、解約に関するご質問をいただきましたので、①②③と表にし、③の表を新たに追加しております。表の年月については、R6.11 は令和6年度の第2回の協議会時に報告した令和6年11月末現在での内容であり、R7.7 は前回の協議会で報告した令和7年7月末現在の内容となります。解約状況ですが、訂正があります。R8.1 は R8.3 で、転居が2、合計が25件になりますので、訂正をお願いします。令和6年度の、解約は18件でしたが、今年度は25件でした。そのうち、解約の理由が本人管理、つまり、自分でできるからというものが7件あり、施設入所と転居は合計5件でした。これは主に、本人の状態が悪化し、在宅生活が困難になり施設入所になったこと、また、その施設が財産管理を行えるため、解約に至ったということになります。親族管理の2件は、そのうち1件は、日自事業での支援が困難な状態となり、親族に相談したところ、親族で管理するという申し出があった方になります。後見人管理というのは4件ありますが、こちらは、以前から後見人が就いていた方が1件、新たに後見制度へ移行した方は3件です。また、死亡6件の内、実は後見制度への移行手続きを進めていた方は4件ありました。

昨年度から、センター職員が日自事業の専門員会議に参加し、日自利用者や事業の利用希望者について、制度利用の必要性や適切な時期での後見制度への移行について検討しています。今後も、連携を図っていきたいと思っております。

以上です。

(品川主査)

続いて資料2を、福祉総合相談課品川から報告させていただきます。

地域包括支援センターでの相談状況について、ご報告させていただきます。センターでの相談状況ですが、八千代市の地域包括支援センター市内6か所のすべての総数となりますので、ご了解いただければと思います。まず、相談総数ですが、昨年の12月末時点で、実数としては57件となっております。昨年の同時期が80件で、ここの相談件数が減少しているところについて、相談自体がそもそも減っているのか、包括でのカウントの部分に、少し差があるのかというところはこれから精査したいと考えているところです。次に相談内容の内訳ですが、前年に比べて消費者被害に関する相談が、多くなっております。今後消費者被害に対する、取り組みも考えていかなければいけないと思うところでございます。

次に相談者の内訳につきましては、昨年度とほとんど割合は変わらないですが、その他の中で不動産業者が今回 3 件ありました。昨年度 1 件でしたので、不動産業者からの相談というのが少し増えている状況でございます。相談方法につきましては記載の通りです。実際に案内した制度ですが、法定後見のご案内が中心になりつつ、任意後見や日常生活自立支援事業に関するご案内もさせていただいております。先ほど相談の内訳として消費者被害が多かったというところもあってか対応としては消費者被害の注意喚起、そういったことの対応をしていただいているところでございます。

相談後の連携先につきましては、昨年度に比べまして、権利擁護連携支援センターへの相談ケースというものが、大幅に伸びております。今まで地域包括支援センターと権利擁護連携支援センターの関わりが、あまり多くなかったのですが、包括も権利擁護連携支援センターを認知し始め、つなげていただいているような状況にあると思っております。また、窓口のみで繋げ先の案内をしていない件数も増えており、包括でご対応、制度案内等をしていただくことで、1 回限りで、相談者の方にご理解、ご了解いただいて対応が終わっているという件数も増えている傾向にございます。

最後に相談傾向については今、私の方でお伝えさせていただいたような傾向があるということ踏まえまして、今後地域包括支援センターと権利擁護連携支援センターの連携といった部分も進めながら、市としても推進していければと考えているところです。資料 2 については以上となります。

次に資料 3 ですが、本日、基幹相談支援センターの藤平委員に来ていただいておりますので、簡単にご説明いただければと思います。

(藤平委員)

それでは、障害者支援課の藤平と申します。私のほうから、基幹相談支援センターでの権利擁護に関する相談件数等について少し報告をさせていただきます。令和 7 年 10 月に八千代市身体障害者福祉会に、基幹相談支援センターの業務委託をしまして、基幹相談支援センターそらとして運営をしていただいている経過があります。今まで直営で基幹相談支援センターを担っておりました障害者支援課も、令和 8 年 3 月までは、並行する形で相談業務を行っておりますので、今回こちらで作らせていただきました報告書につきましては、基幹相談支援センターそらと障害者支援課で、それぞれが受けた件数を合わせて計上しております。では相談総数から報告します。

実数 9 件ということで、こちらは、1 年前の件数と同様でございました。相談内容につきましては、親亡き後を見据えて、今後どのような手続きをしていったらいいかというような相談が多くありました。そのため、内訳としては成年後見 7 件ということで一番多く、件数にあるところです。相談者の内訳も、ご本人さんというよりはご家族様からの件数が 6 件ということで一番多い結果となりました。相談方法につきましては、来所が多く 6 件で、案内した制度としましては、やはり親亡き後に向けた相談が多かったというところで、法定後見 6 件という形で一番多かった結果になっております。金銭管理が難しく、借金の返済に

困っているという件数が次いで多かったのも、日常生活自立支援事業のご案内もさせていただいています。相談後の連携先につきましては、昨年は、権利擁護連携支援センターとの連携件数がなかったのですが、この1年、経過する中で、連携支援センターにもご相談させていただく機会が増えました。ここにある1件につきましては継続的に助言をいただいています。助言していただいている件数ですが、1年前と比べると、相談しやすく、ケースを進める上で、ありがたく思っています。今後につきましては、障害者支援課で、今、親御さんの急な入院ですとか、親亡き後の緊急時に備えて、障害のある方が地域で安心して暮らせる仕組みづくりとして、地域生活拠点等事業というのを実施していきまして、こちらの事業の中で、サービスに繋がっていない障害者の把握を行う中で、今後はその権利擁護に繋がる相談も増えてくるのではないのかと考えております。障害者の高齢化も進んでおりますので、相談は今後ますます増えていくと思いますので、関係機関の皆様と連携させていただきながら、権利擁護に係る相談についても、引き続き行っていききたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(品川主査)

福祉総合相談課の品川です。私からは、今年度、千葉県で行われた意見交換会や会議などの資料をもとに、県の動向などについて報告させていただければと思います。右上に資料4と書いてある資料をご用意ください。こちらは、3月6日にオンラインで行われた千葉県後見支援センター関係機関連絡会議での資料となります。この資料は、本協議会でのみ使用すること、サイトなどでの一般公開をしないことを条件に複製させていただいております。本市でも協議会資料としてホームページ上には掲載しませんので、各自、取扱いにご留意ください。

まず、右上に資料1となっている部分になりますが、前回の協議会でも話題にあがりまして日常生活自立支援事業に関するものとなります。ナンバリングをふってある2から4ページは日常生活自立支援事業の概要となるので省略します。5ページが日常生活自立支援事業の仕組みになるので説明します。この事業は省略して、日自といわれるため、略称で説明する箇所がある点にご留意ください。この事業の基本的な仕組みですが、実施主体は都道府県社協で、国や県から補助金を受けて行う事業となっており、市社協は業務委託を受けて、相談者の対応・受付を行い、県の契約締結審査会の承認を受けて、市社協と本人が契約を締結するものです。意外と、知らない方も多いのでお伝えしました。

次に8ページ、9ページになりますが、千葉県では約1900名の方がこの制度を利用されていて、1月末時点で八千代市では72名の方が利用されている状況です。

他市の状況も掲載されていますが、利用者は人口に比例しているわけではなく、市社協で中核機関や法人後見を実施している市町村は比例して多い傾向があるようです。専門員や生活支援員の配置状況も関係しているかと思われます。

続いて、12ページになりますが、日自から成年後見制度への移行については、千葉県内では毎年60～80件程度となっていて、日自の解約理由の2割は成年後見制度への移行

となっているようです。本市でも成年後見制度の利用が適切な方については、スムーズに移行できるようにすすめていくところです。14ページ、15ページは県内の中核機関の設置状況と市社協による法人後見の実施状況になります。ともに八千代市は設置・実施できている状況となっております。最後に16ページになりますが、日自の課題と今後の方向性について県がまとめたものとなっております。人員体制が十分に整えられていないことや、利用者の約4割が生活保護受給者で複合的な課題を抱えていることなどが挙げられています。その改善策として、県では業務改善に向けた事務の効率化、ICTの導入をすすめていくことなど考えていて、財源や人材の確保をすすめていきたいとの話がありました。

また、前回の協議会でも報告しましたが国の動向として、成年後見制度の利用が今までの永続的に続くものから、課題となっていた事象が解消した場合など法定後見を終了することができる仕組みに変わっていくことが見込まれます。そのため、成年後見制度を利用していた方が、後見終了となって日自への移行するケースが考えられるとのことで、それに向けた準備もすすめていくとのことでした。日常生活自立支援事業の県社協の動きとしては以上となります。

続いて、資料2になりまして、県の動きについてお伝えさせていただきます。18ページは県や中核機関の役割なのでとばしまして、19ページをご覧ください。これまで、千葉県では年1回、県域会議というものと地区別意見交換会、その他にもこの資料を使用して実施した関係機関連絡会議、セミナーなどを開催しており、市や権利擁護連携支援センターの職員が出席しておりました。来年度より、その会議体を改変するとのことで、このように、県域会議は協議会に、地区別意見交換会は地区協議会に変更となる予定です。八千代市はもともと、地区別意見交換会では、家庭裁判所本庁の管轄である千葉市、市原市、習志野市と当市を含めた4市で実施しており、本市の中核機関立ち上げの際の視察など協力いただいていた。今年1月に行なわれた意見交換会では、そこに東葛南の市川市、浦安市、船橋市の3市を加えた7市で実施され、雰囲気や考え方もだいぶ違う感じでした。そして、県域会議は、各地域での意見交換会の共有といったもので実施しておりました。次に21ページにとびますが、これらも含めて、県での新たな取組として4点が挙げられています。1つ目として、先ほど話した協議会ですが、県協議会ではこれまでの本日も出席いただいている3士会に加えて構成員として行政書士会、社会保険労務士会、税理士会が加わり、市町村は輪番で地区協議会の代表が出席する形になるようです。地区もさきほど伝えたように、再編されて八千代市は東葛南と千葉に統合される形になる模様です。

次に、担い手育成方針の策定についてです。担い手養成に関しては、県内でも地域性やこれまでの取り組み状況により区分を分けて支援を行うこととしています。本市でも、今後の市民後見人の養成の方法など模索しているところであり、この策定方針と連動してすすめていければと考えております。

3点目が支援困難事案に対するアドバイザー派遣制度の新設があげられています。本市では、ケース検討会や弁護士会による専門職向け相談を実施しているのであまり想定はされませんが、ケース検討会や専門職向け相談では解決が難しい事案が生じた場合に活用す

ることが考えられます。

4 点目が意思決定支援研修で、当市でも進めようと考えている意思決定支援に関する研修を予定しているとのこと。これらを、県で今後すすめていく予定になっていますが、まだ動き出していないため、どのような動きになっていくかは不透明です。23 ページにもありますとおり、来年度から始まる協議会での今後の課題としても、市町村によって現在地が異なり、課題も異なっています。当市でいえば、権利擁護連携支援センターの設置やこの協議会もすすみ始めていますので、B に記載のある市民後見人養成研修が主な課題といえますが、どう進んでいくのかといったところも注視してまいります。最後の25 ページ目に県が示した市民後見人のイメージ図がありますが、市民後見人養成の流れとして、これまでは市のみで実施していたものに対して、この図の右上にあるように県が市と連携して、県で部分的な養成研修の実施する案も出ています。これにより、成年後見制度の概要説明など基礎的なところは県、市町村ごとの取り組みに関する内容の講義や施設での実務研修といったところは市といったことも期待されます。

去年の協議会では国の動向を説明しましたが、少しずつではありますが、成年後見制度を始めとする権利擁護支援の動きも変わってきておりますので、その動きにしっかりとついていけるようにしていきたいと考えております。

県の動向につきましては、3 土会の先生方や裁判所の山崎さんの方から補足などございましたら、よろしくお願い致します。

(佐久間会長)

ありがとうございます。今の説明に対しまして、ご質問や意見がありましたらお願いいたします。

では、私の方から、資料2の相談者の内訳で、その他で不動産業者が3件ぐらいあったとのことですが、どういう立場で、相談に来たのか。相談内容のところで、家賃滞納と書いてあるから、大家の立場として相談にきているのか。

(品川主査)

今、手元に資料がないですけど1件は大家からの相談っていうのがあったと思います。また、八千代市で居住支援の方に力を入れて進めておりまして、協議会も今後立ち上がる予定になっていますので、少し関心は高まっているのかなと感じているところです。

(佐久間会長)

それから、虐待の相談はありますか。

(品川主査)

地域包括支援センターの虐待に関する対応は別途、カウントしていますのでこの中には含まれておりません。山田センター長から補足があればお願いします。

(山田委員)

大家や公団から、家賃が引き落とせなくてこのままだと強制退去になりますというような情報提供がくることが多いですが、多くの場合が、その情報提供を頂いた時点で強制退去を回避できるような時間の余裕がないことがあります。その時に本人にお会いすると、判断能力の低下がみられますが、すぐに後見制度の利用とはいかず、まずは当面の住処をどうするかということで「しえん」の方に相談することが多いです。その場合、後見制度ということにはならないですが、後々に後見制度の利用が必要な方の相談になることがあります。

(佐久間会長)

確かに、緊急性という意味では後見制度では物足りないというか、差しあたったの対応をした後の支援が必要な方もいるということですね。

それでは、資料4の内容で、私から少しお話ししますと、県が協議会を今年度3月に立ち上げて、先日協議会が開催されました。22ページのアドバイザー派遣がありますが、八千代市は会議体や専門相談がすでにあるので、まだできていない市にその有用性を知ってもらうための事業なので、八千代市のようにすでにできている市に行くことは想定していません。八千代市では、基本的に専門相談やケース検討会議を使ってもらえればと思います。

他に質問などはございますか。それでは、次の議題にうつります。議題2 権利擁護サポーター養成について、説明をお願いします。

(山口副センター長)

資料5になります。この養成講座は、八千代市独自の取組となります。本年度は、次年度の本格的な実施に向けた準備とプレ講座を1回実施しました。講座の目的は、支援を必要とする方に気づき、支援機関に繋がられる市民を増やすということを目的としていますが、市民の繋がり、気づきをきっかけとした権利擁護支援への展開、そして、「つなぐ」だけではなく、地域にある様々な活動への参加、例えば支会の福祉委員や傾聴ボランティア、日自事業の生活支援員や市民後見人など、地域の活動や権利擁護支援への市民の参加も目指しています。

今年度、八千代市では、新たな市民後見人養成研修を行っておらず、次年度についても、千葉県が養成研修の実施にむけて検討していくことになったため、次年度の開催については、その動向をみて判断していくということになりました。このサポーター養成講座は、市民後見人の前段階、はじめの一步として、とらえています。市民後見人になりたい方、なりたいたいと思っていたけれどちょっと無理かなと感じている方、何か、自分ができることをやりたい方など、その希望をかなえる一步として、この講座を位置付けています。少しでも、権利擁護支援に関わる方を増やしていきたいと思っています。

講義内容ですが、まず一つめは、内閣府が孤独孤立対策として実施している「つながりサポーター」の講義です。こちらは、標準テキストや動画配信もありますので、連携支援セン

ターにて講義を行います。ここでは、なぜ、つながりサポーターが誕生したのか、必要となったのか、「つながる、つながれる社会」の実現によって得られる効果を学習します。また、地域にある活動や支援機関についても学びますので、支援を必要とする方を地域の活動や支援機関に繋ぐことが期待されます。次に、二つ目の講義として、権利擁護に係る制度について学習します。ここでは、関連制度の紹介だけではなく、事例を用いて、制度を利用した方の生活の変化や市民の方の支援を知っていただきますので、より、身近に感じられる内容となっています。講義を通して、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートすること、必要に応じて地域資源につなぐことができるようになること、そして、「つなぐ」だけではなく、場合によっては、受講者自身が活動への参加意欲を持っていたけたらと、期待しております。

本年度は、次年度の本格実施に向け、1回、ほっこりにて、養成講座を実施させていただきました。参加者は15名で、福祉委員さんや、日頃から、ほっこりに来られている市民の方々にも参加していただきました。参加者の年齢は60代から80代の方で、その多くは75歳以上となりました。講座後にアンケートを実施したところ、日自事業や成年後見制度を知っている方が60～70%でしたが、その内容までとなると半数以下でした。また、生活支援員や市民後見人について興味があるか否かという設問では、興味があるという回答が半数でした。次年度は、この養成講座を、各地域で実施していくこととしています。また、このアンケートの結果から、生活支援員や市民後見人に興味をいただけることが分かりましたので、もし、活動への参加に対して興味を持っている方がおられるようでしたら、今後は、その思いを繋げてきたいと思います。以上です。

(佐久間会長)

ありがとうございます。今の説明に対しまして、ご質問や意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、次の議題にうつります。事務局、お願いします。

(品川主査)

議題の3につきましては特にお手元に資料は用意しておりませんので、口頭で説明させていただきます。

八千代市では、中核機関が設置されまして丸2年経過しております。基本的には今やっているケース検討会などをより充実させていき、ケース検討会を利用する機関が増えていくことですか、弁護士による専門職向けの相談というのも開催しておりますけれども、まだそこについても様々な関係機関に周知が十分できていないというところもありますので、進めていきながら、ネットワークを作っていければと考えているところです。権利擁護連携支援センターの山口副センター長からも報告もありましたけれども、市としましては来年度、市民後見人の養成に関することを進められればと考えているところです。今までの報告

でもありましたけれども、市民後見人という形になりますと、なかなか数が増えていかない現状がございますので、養成のハードルを少し下げる形でのサポーター養成という形を進めていければと考えているところです。ただ、県の動向も見えていきながら、うまく連動できるように、いろんなパフォーマンスの部分を良くする形で進めていければと考えております。後見支援員の他、日常生活自立支援事業の支援員なども、うまく絡ませながら進めていければと考えているところです。

その他、今年度の取り組みを継続しながら、引き続きケース検討会、権利擁護に関する弁護士相談などを活用していただけるように、周知等を図っていきたいと考えているところです。来年度の実施予定の事業報告等については以上となります。

(佐久間会長)

ありがとうございます。今の説明に対しまして、ご質問や意見がありましたらお願いいたします。

では、私の方から、市民後見人の養成については、県の方でも大きな課題としているところですが、地区別の懇談会でも話にでていましたが、養成した後のどう活用するかが大きな課題になっていて、それはどの地区でも同じなので、県の動向をみながら進めていただければと思います。結局、誰かが活動支援しなければいけないが、社協の体力とか実力、予算とかが大きな問題になってくることがあるので、少し大きな話になってしまうんですが、それも含めて検討してもらえればと思います。

(岩下委員)

認知症疾患医療センターの岩下です。すみません、私の勉強不足で、申し訳ないんですが、資料の中にも一部書いてあると思うんですけども民法改正に伴う、後見人のスタンスというかの部分が変わってくると聞いています。市民後見人の養成に関して、県の方としても、今後始めていくという話の流れで、よろしいでしょうか。

(佐久間会長)

正確に言うと、民法の見直しの方向性の要綱案が出ましたが、まだ確定法律案が出たわけではありません。県の方も、まだ動きを見ながらっていうところはあると思います。

ただ制度を見直すと言っても、同じような後見人の形ではないかもしれませんが何らかの形で、今までの後見人と同じような立場の担い手が必要となるとは思います。

全く必要なくなるとかそういうことはありません。あと、今回の後見制度見直しの中で、後見制度以外への支援の仕組みも大きく変わろうとしているので、他の部分での活躍を期待する、そういう活用の仕方も考えられているかなと思われます。今のところ方向性だけはそのようなイメージです。

他にご質問がある方いらっしゃいますか。それでは本日の協議事項は以上となります。事務局から事務連絡はございますか。

(品川主査)

各団体から、何か他の皆さんに対する情報提供やイベントの告知などがございましたら、今お伝えいただければと思います。

先ほど話にもありましたが障害者の基幹相談に関しましては10月に、本日委員で出席いただいている小竹委員の所属法人の方に委託しており、4月からは障害者支援課では基幹相談は行わず、「そら」一本で動いていくという形になっております。

あと福祉総合相談課の方としまして、権利擁護とは少しずれますが、生活困窮に関して、昨年の4月から生活困窮の業務を外部委託して実施しておりますので、ここで報告させていただきます。

来年度の開催予定についてご報告させていただきます。この協議会ですが、来年度も年2回開催する予定となっております。委嘱期間は令和9年までとなっておりますので、もし年度替わりで、委員の変更が生じる場合には、事務局までお声がけいただければと思います。

事務局からは以上となります。

(佐久間会長)

これをもちまして、令和7年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。